



県章

滋賀県公報

令和3年(2021年)
12月28日
号外(1)
火曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次 (※印は、県例規集に登載するもの)

○ 条 例

※滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例(財政課)	2
※滋賀県警察関係事務手数料条例の一部を改正する条例(警察本部会計課)	3
※滋賀県都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例(住宅課)	5

公布された条例のあらまし

○ 滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例(条例第42号)

- 1 長期優良住宅建築等計画の認定基準に自然災害による被害の発生の防止または軽減に配慮されたものであることが追加されたことおよび所定の書類を提出した場合に認定長期優良住宅建築等計画の認定に係る審査の一部の省略が可能となったことに伴い、長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査の手数料の額を改めることとしました。(別表第67関係)
- 2 認定長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査の手数料を新たに設定することとしました。(別表第67関係)
- 3 その他
 - (1) この条例は、令和4年2月20日から施行することとしました。
 - (2) この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとしました。
 - (3) その他必要な規定の整理を行うこととしました。

○ 滋賀県警察関係事務手数料条例の一部を改正する条例(条例第43号)

- 1 銃砲刀剣類所持等取締法に基づく警察関係事務手数料について、クロスボウの所持の許可の申請に対する審査の手数料等を新たに設けることとしました。(別表第6関係)
- 2 この条例は、令和4年3月15日から施行することとしました。
- 3 その他必要な規定の整理を行うこととしました。

○ 滋賀県都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例(条例第44号)

- 1 都市計画法施行令(昭和44年政令第158号)の一部改正により、都市計画法(昭和43年法律第100号)の市街化調整区域において特例的に開発が認められる土地の区域を県が条例で定める場合の基準に、建築基準法(昭和25年法律第201号)の災害危険区域等を含まないことが追加されたこと等に伴い、必要な規定の整備を行うこととしました。(第2条および第4条関係)
- 2 この条例は、令和4年4月1日から施行することとしました。
- 3 この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとしました。

条 例

滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年12月28日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県条例第42号

滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例

滋賀県使用料および手数料条例(昭和24年滋賀県条例第18号)の一部を次のように改正する。

別表第67(1)の項中「第3項」を「第5項」に改め、同項ア(ア) a中「46,000円」を「47,000円」に、「評価書面」を「確認書等」に、「17,000円」を「15,000円」に、「70,000円」を「71,000円」に、「25,000円」を「22,000円」に改め、同項ア(ア) b中「69,000円」を「71,000円」に、「評価書面」を「確認書等」に、「25,000円」を「22,000円」に、「105,000円」を「106,000円」に、「38,000円」を「33,000円」に改め、同項ア(ア) c中「93,000円」を「95,000円」に、「評価書面」を「確認書等」に、「35,000円」を「30,000円」に、「140,000円」を「141,000円」に、「51,000円」を「44,000円」に改め、同項ア(イ) a(a)中「63,000円」を「66,000円」に、「評価書面」を「確認書等」に、「17,000円」を「14,000円」に、「97,000円」を「99,000円」に、「26,000円」を「21,000円」に改め、同項ア(イ) a(b)中「101,000円」を「105,000円」に、「評価書面」を「確認書等」に、「27,000円」を「22,000円」に、「153,000円」を「157,000円」に、「40,000円」を「32,000円」に改め、同項ア(イ) a(c)中「211,000円」を「220,000円」に、「評価書面」を「確認書等」に、「55,000円」を「42,000円」に、「321,000円」を「329,000円」に、「82,000円」を「63,000円」に改め、同項ア(イ) a(d)中「368,000円」を「382,000円」に、「評価書面」を「確認書等」に、「83,000円」を「59,000円」に、「560,000円」を「572,000円」に、「124,000円」を「88,000円」に改め、同項ア(イ) a(e)中「642,000円」を「661,000円」に、「評価書面」を「確認書等」に、「122,000円」を「74,000円」に、「976,000円」を「992,000円」に、「184,000円」を「111,000円」に改め、同項ア(イ) a(f)中「1,181,000円」を「1,217,000円」に、「評価書面」を「確認書等」に、「222,000円」を「131,000円」に、「1,798,000円」を「1,824,000円」に、「334,000円」を「196,000円」に改め、同項ア(イ) a(g)中「1,712,000円」を「1,760,000円」に、「評価書面」を「確認書等」に、「309,000円」を「174,000円」に、「2,605,000円」を「2,638,000円」に、「466,000円」を「259,000円」に改め、同項ア(イ) a(h)中「2,107,000円」を「2,165,000円」に、「評価書面」を「確認書等」に、「381,000円」を「213,000円」に、「3,208,000円」を「3,246,000円」に、「574,000円」を「318,000円」に改め、同項ア(イ) b(a)中「評価書面」を「確認書等」に、「15,000円」を「12,000円」に、「22,000円」を「18,000円」に改め、同項ア(イ) b(b)中「68,000円」を「69,000円」に、「評価書面」を「確認書等」に、「24,000円」を「21,000円」に、「37,000円」を「32,000円」に改め、同項ア(イ) b(c)中「122,000円」を「123,000円」に、「評価書面」を「確認書等」に、「42,000円」を「30,000円」に、「185,000円」を「184,000円」に、「63,000円」を「46,000円」に改め、同項ア(イ) b(d)中「227,000円」を「229,000円」に、「評価書面」を「確認書等」に、「78,000円」を「57,000円」に、「344,000円」を「342,000円」に、「118,000円」を「85,000円」に

改め、同項ア(イ) b (e) 中「376,000円」を「379,000円」に、「評価書面」を「確認書等」に、「130,000円」を「98,000円」に、「571,000円」を「568,000円」に、「197,000円」を「147,000円」に改め、同項ア(イ) b (f) 中「698,000円」を「705,000円」に、「評価書面」を「確認書等」に、「238,000円」を「162,000円」に、「1,061,000円」を「1,056,000円」に、「359,000円」を「242,000円」に改め、同項ア(イ) b (g) 中「972,000円」を「981,000円」に、「評価書面」を「確認書等」に、「327,000円」を「199,000円」に、「1,477,000円」を「1,470,000円」に、「491,000円」を「297,000円」に改め、同項ア(イ) b (h) 中「1,178,000円」を「1,189,000円」に、「評価書面」を「確認書等」に、「390,000円」を「212,000円」に、「1,791,000円」を「1,782,000円」に、「585,000円」を「317,000円」に改め、同表(2)の項中「第5条第4項第4号イ」を「第5条第6項第4号イ」に改め、同表(3)の項中「第9条第1項」の右に「または第3項」を加え、同表に次のように加える。

(5) 法第18条第1項の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査の手数料	150,000円
--	----------

別表第67注1中「評価書面」を「確認書等」に、「第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が認定の申請に係る住宅の性能を適正と評価した書面」を「第6条の2第5項の確認書もしくは住宅性能評価書またはこれらの写し」に改める。

付 則

- この条例は、令和4年2月20日から施行する。
- 住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律(令和3年法律第48号)附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされる同法第1条の規定による改正前の長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)第8条第1項および第9条第1項の規定による長期優良住宅建築等計画の変更の認定ならびに同法第10条の規定による地位の承継の承認の申請に係る改正前の別表第67(2)の項から(4)の項までに定める手数料については、なお従前の例による。

滋賀県警察関係事務手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年12月28日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県条例第43号

滋賀県警察関係事務手数料条例の一部を改正する条例

滋賀県警察関係事務手数料条例(平成12年滋賀県条例第32号)の一部を次のように改正する。

別表第6(1)の項中「銃砲または」を「銃砲等または」に改め、同項ア中「基づく」の右に「猟銃または空気銃の所持の」を加え、同項中イをウとし、アの次に次のように加える。

イ 法第4条第1項第1号の規定によるクロスボウの所持の許可を現に受けている者に対する同号の規定に基づくクロスボウの所持の許	6,800円(当該申請を行う者が同時に他の同号の規定に基づくクロスボウの所持の許可の申請を行う
---	---

可の申請に係る審査	場合における当該他の同号の規定に基づくクロスボウの所持の許可の申請に係る審査にあつては、 4,300円)
-----------	---

別表第6(3)の項ア中「ならびに」を「および」に、「および」を「または」に改め、同項の次に次のように加える。

(3)の2 法第5条の3の2第1項の規定に基づくクロスボウの取扱いに関する講習会の受講料 ア 現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けてクロスボウを所持している者に対する講習会 イ その他の者に対する講習会	3,000円 6,900円
--	----------------------

別表第6(6)の項中「銃砲」を「銃砲等」に改め、同表(9)の項中「または空気銃」を「もしくは空気銃またはクロスボウ」に改め、同項ア中「伴う場合」を「伴う法第7条の3第1項の規定に基づく猟銃または空気銃の所持の許可の更新の申請に係る審査」に、「他の法第7条の3第1項」を「他の同項」に改め、「基づく」の右に「猟銃または空気銃の所持の」を加え、同項イ中「伴わない場合」を「伴わない法第7条の3第1項の規定に基づく猟銃または空気銃の所持の許可の更新の申請に係る審査」に、「他の法第7条の3第1項」を「他の同項」に改め、「基づく」の右に「猟銃または空気銃の所持の」を加え、同項中イをウとし、アの次に次のように加える。

イ 新たな許可証の交付を伴う法第7条の3第1項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請に係る審査	7,200円(当該申請を行う者が同時に他の同項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請に係る審査および当該申請を行う者が同時に法第4条第1項第1号の規定に基づくクロスボウの所持の許可の申請を行う場合における当該法第7条の3第1項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請に係る審査にあつては、4,800円)
--	---

別表第6(9)の項に次のように加える。

エ 新たな許可証の交付を伴わない法第7条の3第1項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請に係る審査	6,800円(当該申請を行う者が同時に他の同項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請に係る審査および当該申請を行う者が同時に法第4条第1項第1号の規定に基づくクロスボウの所持の許可の申請を行う場合における当該法第7条の3第1項の規定に基づくクロス
--	---

ボウの所持の許可の更新の申請に係る審査にあつては、4,400円)

別表第6に次のように加える。

(16) 法第9条の16第1項の規定に基づく射撃練習を行う資格の認定の申請に対する審査の手数料

9,300円(当該申請を行う者が同時に他の同項の規定に基づく射撃練習を行う資格の認定の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく射撃練習を行う資格の認定の申請に係る審査にあつては、5,600円)

付 則

この条例は、令和4年3月15日から施行する。

 滋賀県都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年12月28日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県条例第44号

滋賀県都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例(平成14年滋賀県条例第50号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第3号中「第8条第1項第2号ロからニまでに掲げる土地の」を「第29条の9各号に掲げる」に、「同号ハ」を「政令第8条第1項第2号ハ」に、「区域を」を「区域(これらの区域およびその周辺の地域の状況等により開発行為を行うのに支障がないと認められる区域を除く。)」を」に改める。

第4条中「第8条第1項第2号ロからニまでに掲げる土地の区域」を「第29条の9各号に掲げる区域(当該区域およびその周辺の地域の状況等により開発行為を行うのに支障がないと認められる区域を除く。)」に、「土地の区域に」を「区域に」に改める。

付 則

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条または第35条の2の規定によりされた許可の申請であつて、この条例の施行の際、許可または不許可の処分がされていないものに係る許可の基準については、改正後の第2条第1項または第4条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

